

火葬場に係る検討会設置要綱

令和 8 年 5 月 15 日
8 保医健環第 254 号

(設置)

第 1 将来にわたり安心して火葬を行える体制を確保するため、火葬場に係る検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 検討会は、次の事項について有識者等から意見を聴取する。

- (1) 火葬能力の確保に関すること。
- (2) 火葬場における経営管理等に関すること。
- (3) その他火葬場のあり方に関すること。

(組織)

第 3 検討会は、有識者及び関係行政機関の代表のうちから、保健医療局長（以下「局長」という）が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、検討会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 局長は、専門の事項を検討するため必要があるときは、検討会に部会を設けることができる。

- 2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者のうちから局長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選任及び職務等は、第 5 の規定を準用する。

(招集)

第 7 検討会及び部会は、局長が招集する。

- 2 局長は、必要に応じて検討会等に委員以外の関係者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議等の取扱い)

第 8 会議及び会議に係る検討資料、会議録等（以下「会議等」という。）は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号）第 7 条各号に該当する情報を取

り扱うとき

二 会議等を公開することにより、円滑な議論が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき

2 会議等を公開するときは、会長及び部会長は、必要な条件を付することができる。

(事務局)

第9 検討会及び部会の庶務は、保健医療局健康安全部環境保健衛生課において処理する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の運営に必要な事項は、会長及び部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。